**資料8**

令和３年９月１５日

**（派遣元）**

岐阜労働局株式会社　　御中

**（派遣先）**

株式会社ハローワーク

　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 代表取締役　◇　◇　◇　◇

*延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知*

労働者派遣法第４０条の２第７項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

１　　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社ハローワーク大垣工場

大垣市藤江町○－○

２　　上記事業所の延長後の抵触日

令和６年１０月１日

**（注）派遣可能期間を延長した場合、延長後の抵触日を派遣元に通知する必要があります。**